

米原市統合庁舎整備事業
Maibara City Hall Project
基本設計書
概要版

計画概要	01-03
計画概要	04
配置計画	05
平面計画	06
立面計画	07
断面計画	08
事業継続（BCP）計画	09
ユニバーサルデザイン計画	10
環境配慮計画	11
立体駐車場計画	12
構造計画	13
電気設備計画	14
機械設備計画	15
市民からの御意見への対応	16
参考資料	17-25
用語集	26

米原市
株式会社山下設計

YAMASHITA SEKKEI INC. ARCHITECTS, ENGINEERS & CONSULTANTS.

基本構想

基本構想では下記の理念に基づき、庁舎に求められる基本機能をまとめました。

「基本理念」

「水源の里」としての個性と魅力を受け継ぎ、未来へつなげる新たな拠点

「整備理念」

1. 未来につながる、豊かな市民力を活かす開かれた庁舎
2. 市民の安全、安心な暮らしを支える庁舎
3. 誰もが使いやすく、人にやさしい快適な庁舎
4. 未来にわたり親しまれ、効率的で人や社会と共に成長する庁舎
5. まいばらの自然環境の創造、保全を推進する庁舎



基本設計

1 未来につながる、豊かな市民力を活かす開かれた庁舎

- ・新幹線停車駅に隣接する優れた立地特性を最大限活かすため、様々なイベント、シンポジウム等に対応可能な交流エリア「まいばら駅前 - ぷらっとホーム」を計画します。
- ・交流エリアとして「学びのステーション」（シンポジウム等）、「暮らしのステーション」（市民活動スペース）、「憩いのステーション」（屋上広場・市民広場）を設けることにより、人・地域・企業の交流（集う・つなぐ）を図るだけではなく、交流や活動を通じて米原市の魅力や価値を高め、新たな広がりと情報を発信する場を計画します。
- ・交流エリアは、米原駅東口周辺まちづくりプロジェクトとの連携により、新たな人の流れとにぎわいを創出します。

2 市民の安全、安心な暮らしを支える庁舎

- ・大地震においても、人命の安全確保と機能の確保ができるよう、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による最高水準の耐震安全性能（I類〈係数1.5〉）とします。
- ・自家発電設備や非常用排水槽などを備え、災害時にインフラ施設が途絶した場合でも、災害対策本部の運営および市の業務継続ができる庁舎とします。

3 誰もが使いやすく、人にやさしい快適な庁舎

- ・わかりやすい空間づくりとユニバーサルデザインを徹底し、だれもが利用しやすい庁舎とします。
- ・市民利用の多い窓口は低層階に集約し、市民サービスの向上を図ります。

4 未来にわたり親しまれ、効率的で人や社会と共に成長する庁舎

- ・将来的な組織改変や行政需要の変化に対し、限られた庁舎面積を有効活用するために、様々なオフィスレイアウトが可能なコア配置、照明・空調計画を行います。
- ・コンパクトな庁舎面積とすることで、建物や設備のメンテナンス、清掃費用などの将来にわたる維持費を削減します。

5 まいばらの自然環境の創造、保全を推進する庁舎

- ・庇による日射制御や風の誘引による自然換気など、自然環境を活かした計画を行います。また、LED照明の採用、太陽光発電システムの設置、雨水利用など環境にやさしい庁舎づくりを行います。

「市民ワークショップ」「市庁舎について語り合う会」等でいただいた幅広い市民意見を基本設計に反映しています。

障がい者への寄り添い

- ・多機能トイレ（右利き用・左利き用）の設置、福祉カフェの検討、障がい者雇用の検討、デジタルサイネージによる視覚的な情報伝達、磁気誘導ループ設備の設置、障がい者に配慮した議場の設計

交流の促進

- ・駅前立地の活用、市民活動の見える化、屋上広場の設置、企業も活用できるコンベンションホールの設置

災害時の対応

- ・帰宅困難者の一時的な受け入れ（コンベンションホールの活用）、災害時にも安心できる情報発信（サイン・音声・モニター）の計画

基本計画

基本計画では、統合庁舎の導入機能方針と整備コンセプトを定めました。

「統合庁舎の整備コンセプト」

「まいばら駅前ぷらっとホーム」～「集う」・「つなぐ」・「広がる」駅前交流～米原に住む人、訪れる人が集まり、世代を超えて交流し、ともにつながり、学び合うことで、新たな広がりを創造する新しい未来への交流拠点を目指します。

統合庁舎（行政機能+複合機能）

- ・学びのステーション
- ・暮らしのステーション
- ・憩いのステーション

米原駅東口周辺 まちづくり プロジェクト (民間提案)

連携

集う

米原駅前の立地特性を活かし、市内外の多くの人が気軽に集える空間を創出します。

つなぐ

子どもや女性、若者、子育て世代、シニア世代までの幅広い交流や活動がつながる空間を創出します。

広がる

人の交流や活動を通じて、魅力や価値を高め、新たな広がりを創出します。

設計コンセプト

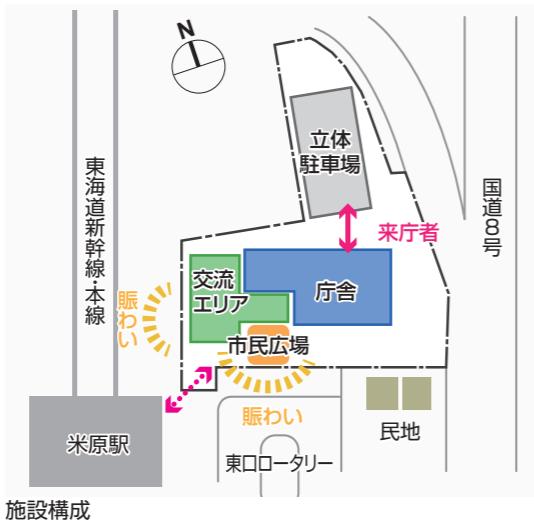
まいばら駅前ぷらっとホーム

1. 計画の考え方

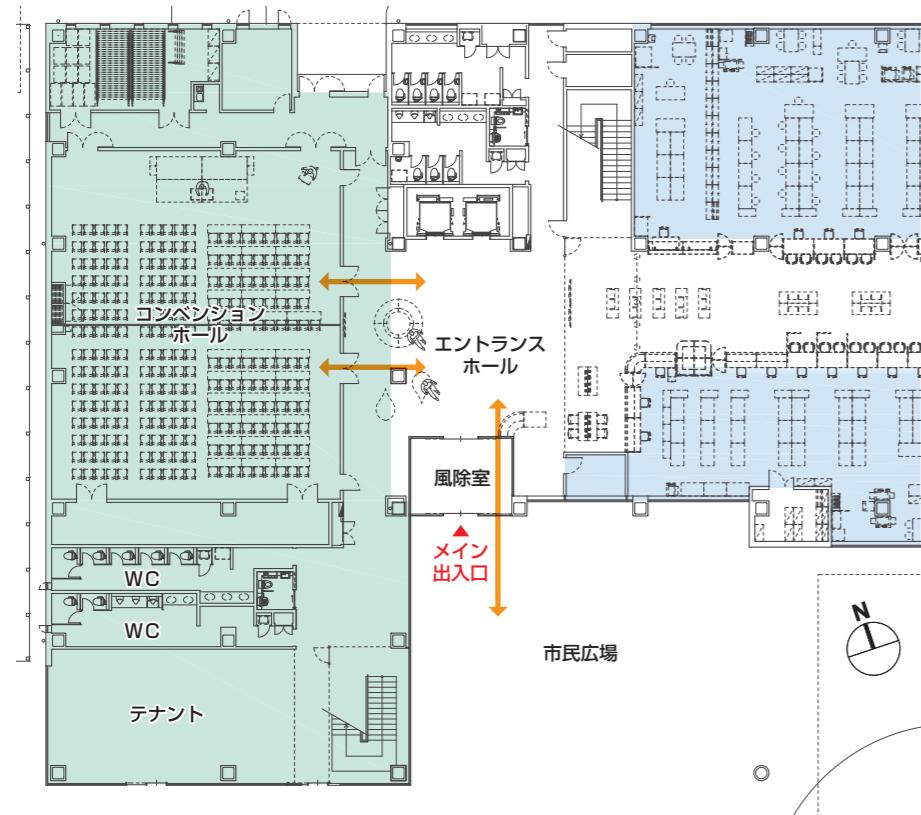
駅前に新たな都市拠点を創造する「まいばら駅前ぷらっとホーム」の実現
新幹線停車駅である米原駅周辺は近畿・中部・北陸の結節点として、大きな潜在力を持った地域である。その可能性を最大限に活かすために庁舎機能だけでなく、複合的機能をもった交流エリアの有り方が今回の計画の大きなテーマとなる。「米原駅東口周辺まちづくりプロジェクト」と連携して「人」を引込み、「都市の活気」が周辺地域に広がっていくことで、都市間競争に対応できる自立性を有した地域づくりの拠点となる施設を目指す。

2. 賑わいを創出する施設配置

「ぷらっとホーム」を駅に近い敷地西側に配置し、駅の乗降客や西側からのアクセスがしやすい計画とする。交流エリアは3層とし、メイン出入口には市民広場を設けることにより、駅前に賑わいを創出する。庁舎機能は敷地東側に配置することで駐車場と近接し、利便性を向上させる。



人 地域 企業 が集う、つながる、広がるぷらっとホーム



1階平面図

凡例 ■ : 共用会議室 ■ : 執務室 ■ : 交流エリア

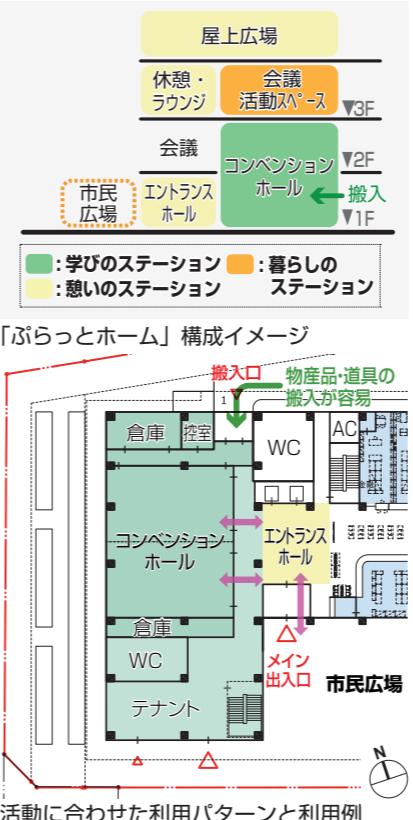
3. 今後のまちづくりを見据えた賑わいを生む仕掛けづくり

(1) 施設全体の活気をつくる機能配置

「学びのステーション」として、コンベンションホールを一番利用しやすい1階に配置し、講演会・展示会・会議など多用途に利用できる施設とする。3階には「暮らしのステーション」として市民活動スペースを配置する。また、3階と屋上に「憩いのステーション」としてラウンジ・広場等を整備し、施設全体の利用率を向上させるように3つの機能を配置し、賑わいを生み出す。

(2) 広場を中心とした賑わい拠点

市民広場を東口ロータリーに面した南側に計画し、その周りに交流エリアを立体的に配置することで人の流れを呼び込み、交流や賑わいを創出する。市民広場はエントランスホール・コンベンションホール等との連携利用により、様々な活動に対応する。



4. 交流を促進し、新たな広がりと情報を発信する機能

駅から庁舎を訪れる人々に対し、ポスターやボード、またはデジタルサイネージ等を用いるだけでなく、交流エリアでの活動を通じて米原の情報を発信する場所とする。ただ駅に隣接した庁舎として整備するのではなく「人と米原をつなぐ」情報を発信する施設として整備する。



米原の情報

機能: 多目的ホール、講演会、各種会議、展示会場、物産展会場、帰宅困難者等の一時避難場所(災害時)

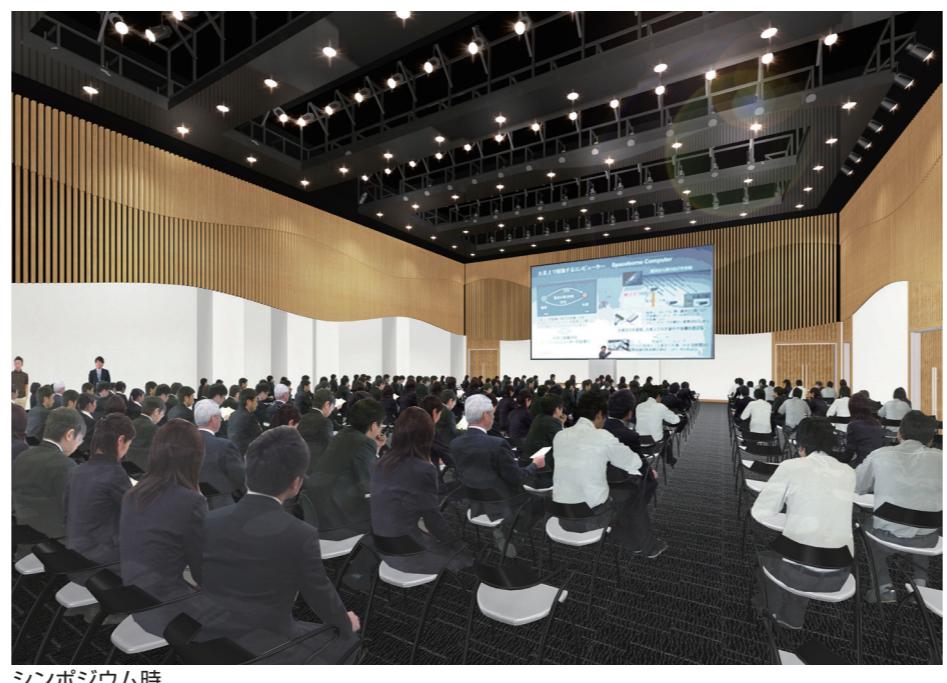
仕様: 平土間

附帯諸室: 倉庫(椅子等の収納)、控室(主催者事務室)

附帯設備: 移動間仕切、スクリーン、スポット照明

学びのステーション

米原駅周辺のホール施設との機能的な差別化と相互利用を図るために、コンベンションホールを中心に多様な用途に利用できる空間を構築する。市民広場との連携利用により、より幅広いシーンに対応できる。



シンポジウム時



企業展示時

設計コンセプト

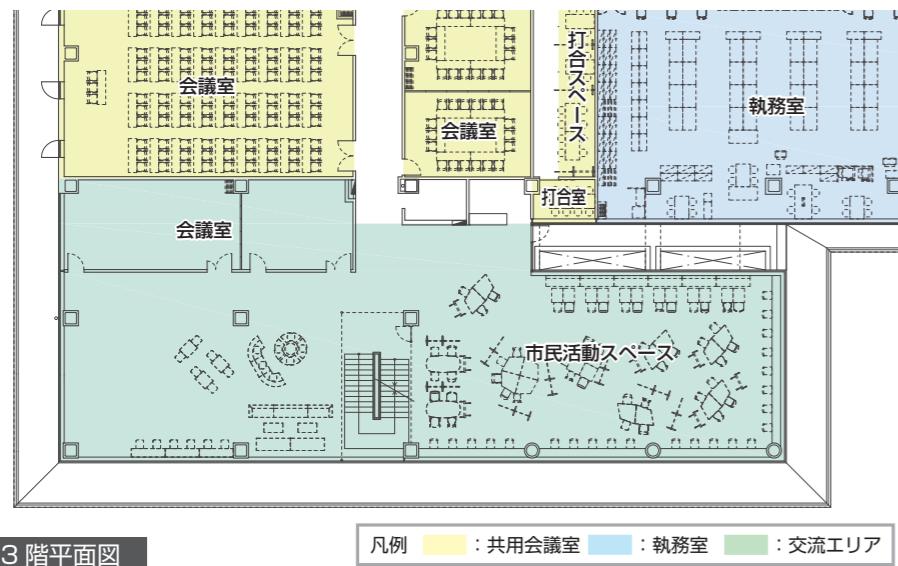
人 地域 企業 が集う、つながる、広がるぷらっとホーム

暮らしのステーション

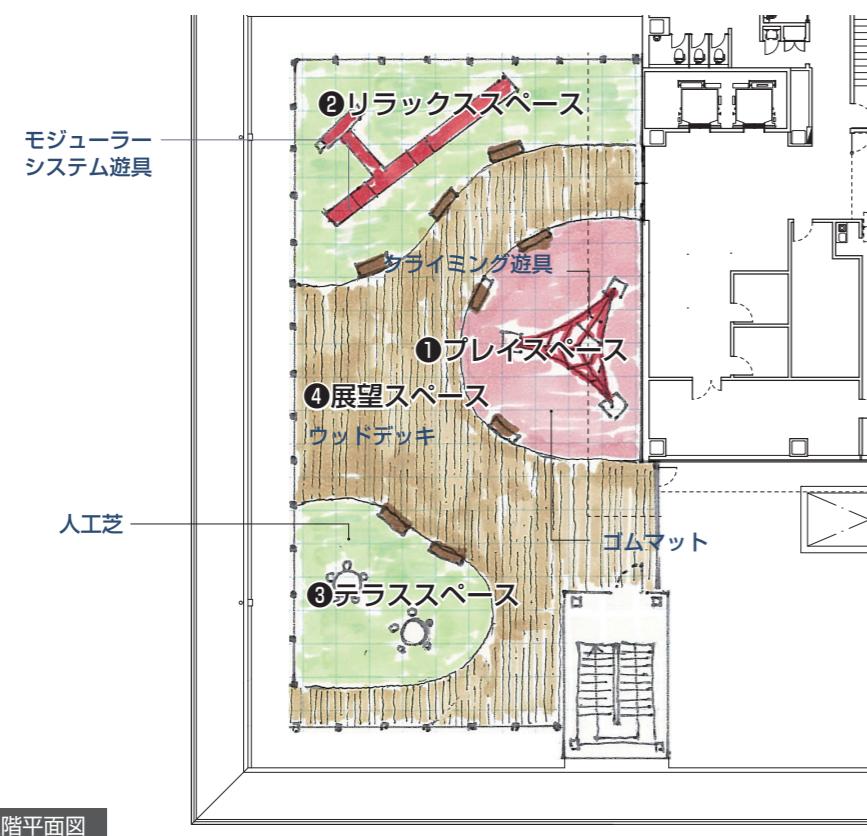
3階には市民活動スペース（暮らしのステーション）を設け、活動が見える計画とし、新たな利用者が増えるきっかけを創り、交流の促進を図る。

■市民活動スペース

機能:市民交流、休憩・ラウンジスペース、多目的スペース、会議室、打合せスペース、ギャラリー、展示スペース



人 地域 が集う、つながる、広がるぷらっとホーム



憩いのステーション

交流エリアの屋上には、様々な機能の広場（憩いのステーション）を設ける。子どもから大人まで誰でも利用できるよう、地域に開かれたスペースとする。

■「滋賀県一子育てしやすいまち」を促進させる屋上広場

①プレイスペース

子どもが自由な発想で遊べるスペースとする。

②リラックススペース

遊具を設置し、子どもと大人がともに遊び、くつろげるスペースとする。

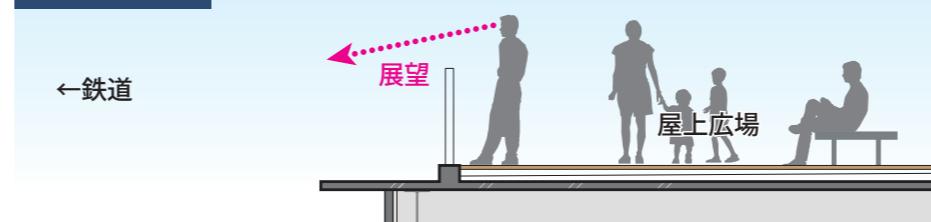
③テラススペース

人工芝を設置し、大人がゆっくりくつろげるスペースとする。

④展望スペース

鉄道に隣接する特別な立地を活かした「展望スペース」とする。

展望スペース のイメージ



遊具 の提案



セーフティー

子どもが安心して遊べる遊具に合わせた床面



計画概要

1. 敷地概要

所在地	米原市米原1016番地（他）
敷地面積	8,652.51 m ² (図上求積による)
用途地域	商業地域
防火地域等	法22条区域
その他地域・地区	土地区画整理事業(済)
指定建ぺい率	80%
建ぺい率	49.00%
許容建ぺい率	80.00% 6,922.01 m ²
指定容積率	400%
許容容積率	400.00% 34,610.04 m ³
容積率	143.00%
斜線制限	道路斜線 1.5 (20m) 隣地斜線 2.5
日影規制	敷地内：なし 敷地外：あり (北側/第二種住居地域 高さ10m以上 5-10m以内：5H 10m超：3H)
周辺道路幅員	東面 市道米原湖岸側道2号線 幅員 6.0m 国道8号 幅員 19.0m 西面 市道米原大藪2号線 幅員 6.0m 南面 市道米原駅東口線 幅員 18.6m (側道9.0m)
平面駐車台数	32台 (うち 車いす・思いやり駐車場8台)
立体駐車場	180台
駐輪台数	自転車66台 原付27台

2. 建築概要（統合庁舎）

規模	地上5階、地下なし
構造形式	S造
建築面積	2,505.99 m ²
延べ床面積	9,107.00 m ²
最高高さ	24.5m
基礎種別	杭基礎

3. 建築概要（立体駐車場）

規模	2層3段
構造形式	S造
建築面積	1,737.75 m ²
延べ床面積	3,349.93 m ²
最高高さ	7.35m
基礎種別	杭基礎

4. 建築概要（その他）

用途	駐車場（車いす駐車場上屋）/駐輪場/ゴミ庫
棟数	6棟



1. 建物配置計画の考え方

米原駅からのアクセスおよび視認性を考慮し、敷地南側に庁舎機能と交流エリア、敷地北側に立体駐車場を配置する。

交流エリアは、駅からの視認性、庁舎のエントランスの視認性、執務空間への安定した自然採光の確保を重視し、敷地西側に設け、南側は庁舎機能が被らない配置とする。庁舎は平面駐車場を広く確保できるよう配置した。

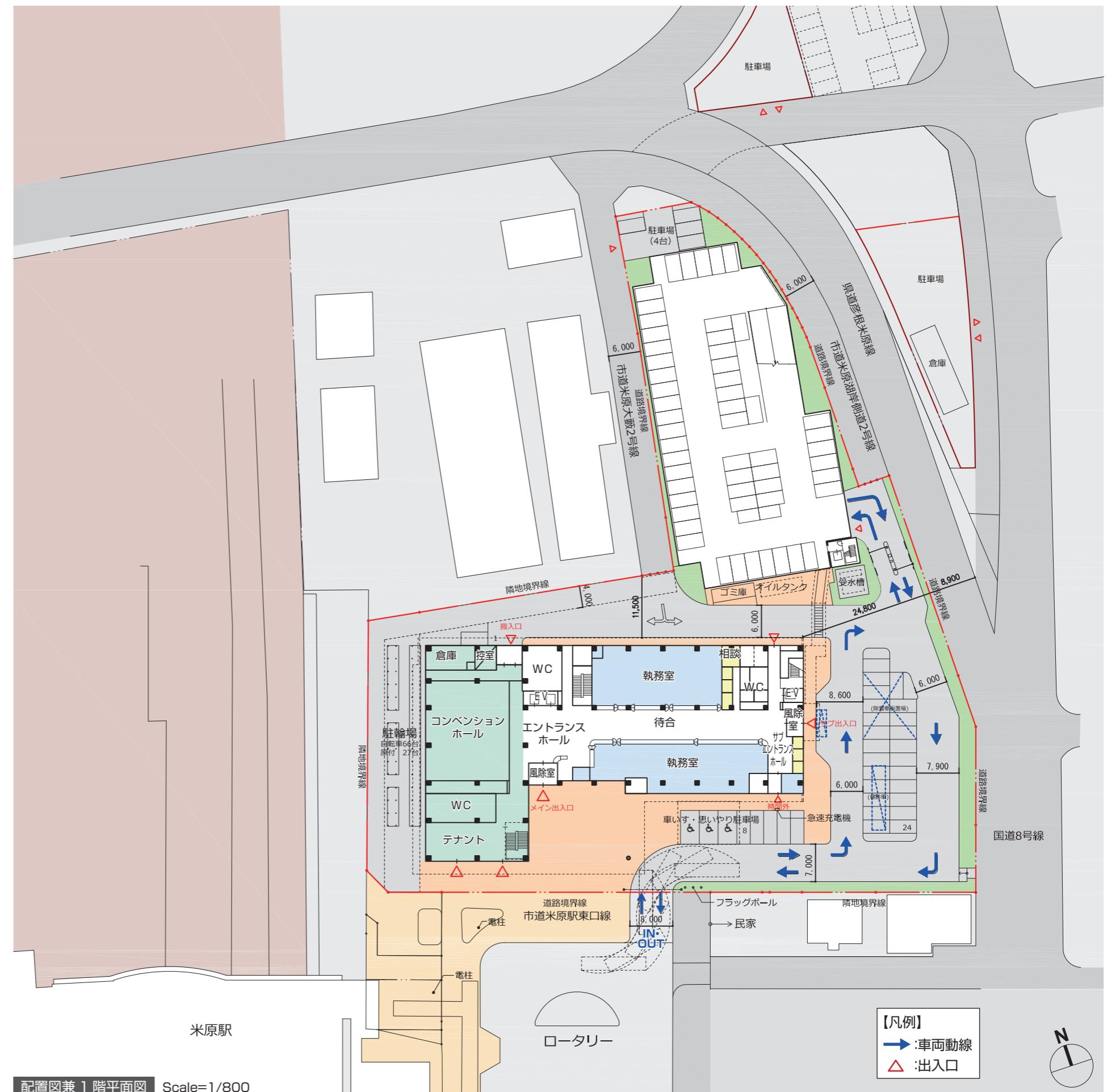
2. 動線計画

- 駅からの動線を考慮し、メイン出入口を南側に設ける計画とする。
- 車両のアプローチは、ロータリー側を主とし、北側道路は時間外利用や搬出入およびサービス動線のアプローチとする。

3. 駐車場・駐輪場計画

- 来庁者用駐車場は平面駐車場で32台を確保する。
平面駐車場内の安全かつスムーズな利用を考慮した走路誘導を計画する。
- 立体駐車場出入口は1ヶ所とし、立体駐車場はゲート管理を行う計画とする。
- 庁舎のサブ出入口には車寄せを兼ねた車両通り抜け通路を計画する。大型バス等の乗り入れにも対応可能とする。
- 「思いやり駐車場」を計5台確保し、駐車幅の広い屋根付の「車いす駐車場」を3台分確保する。
- 車いす駐車場・思いやり駐車場は出入口に近い位置に計画する。

	利用者	台数
平面駐車台数	来庁者用 (車いす用)	32台 (3台)
	(思いやり)	5台
	交流エリア用	100台
立体駐車場	来庁者用	80台
	駐輪場	自転車 原付
駐輪場	自転車 原付	66台 27台



平面計画

1. 平面計画の考え方

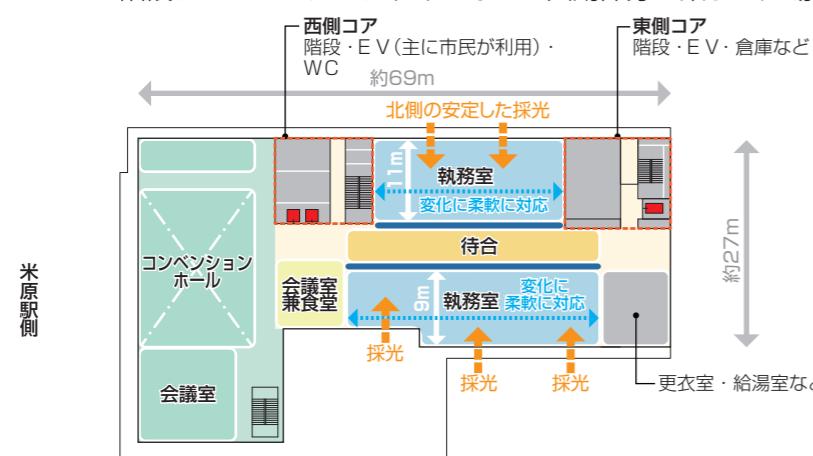
(1) 敷地条件を考慮した平面計画

- ・庁舎を敷地の北側に配置することで、南側に開けた空間を確保する。
- ・執務空間は南北の安定した採光を確保する計画とし、倉庫、書庫は北側に計画する。
- ・交流エリアの南側部分には市民活動スペースなど、市民や職員が利用できる活動空間を設ける。

(2) 両サイドコアによるオープンフロア執務空間の確保

- ・両サイドコアを採用することで、階の中央部分にまとまった執務空間を確保する。両サイドコアの部分に更衣室や給湯室など固定された壁による室を配置する。
- ・階の中央部分には、固定された壁による室の形成ができる限り行わないよう計画し、将来の執務レイアウトに柔軟に対応できるようにするとともに、各課相互の業務連携の効率化を図る。

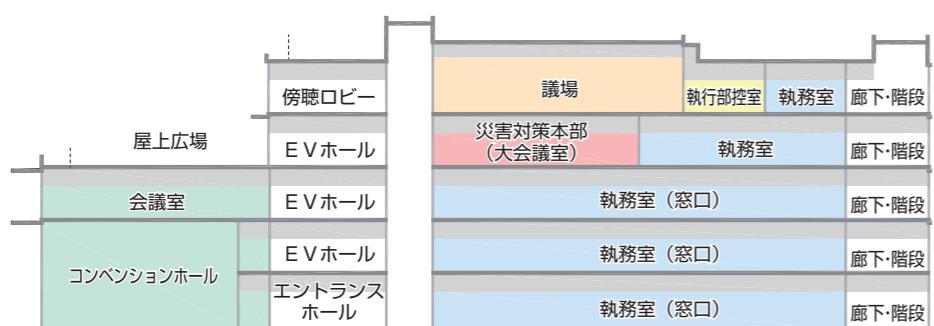
※コア：階段、エレベーター、トイレなどの共用部分が集まった場所。



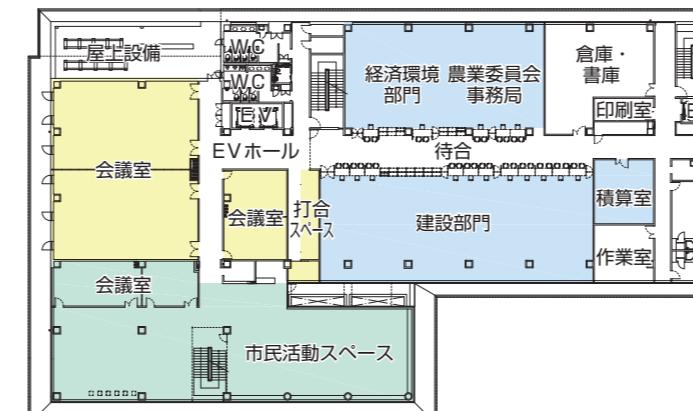
平面構成の考え方

2. 断面構成の考え方

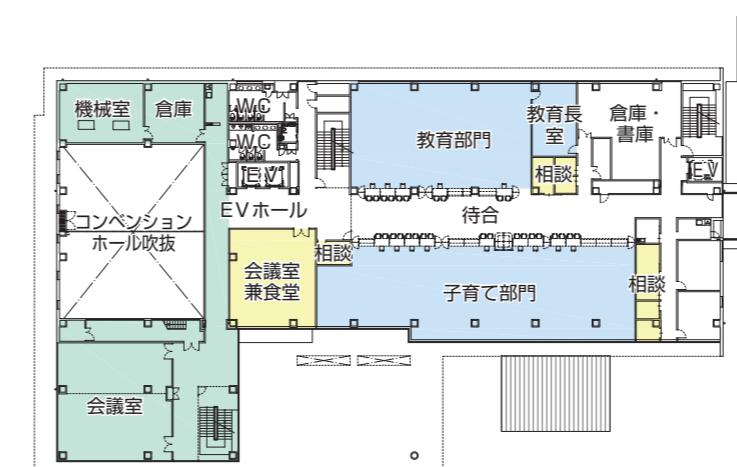
- ・市民利用の多い窓口関連の部門は低層階にまとめて計画する。
- ・危機管理機能は4階にまとめて計画し、災害対策本部も同じフロアとする。
- ・議会機能は5階にまとめて計画し、独立性を確保する。



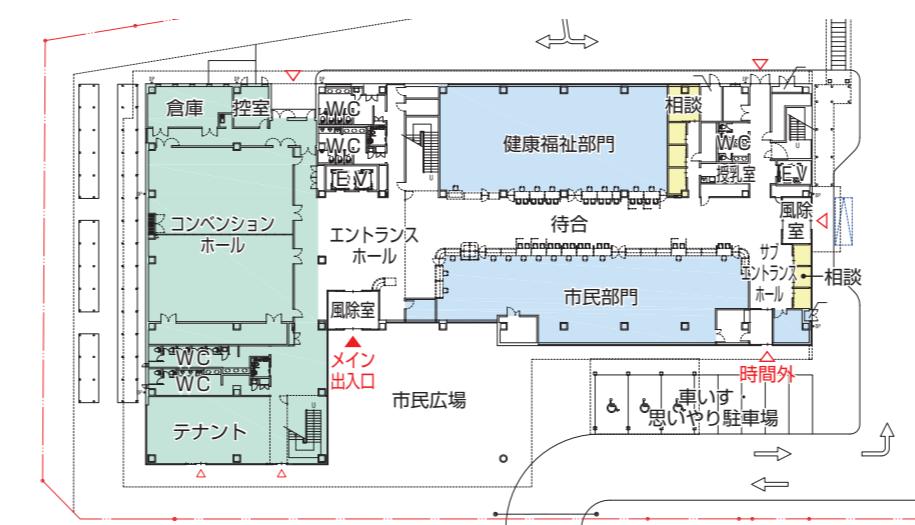
断面構成図



3階平面図



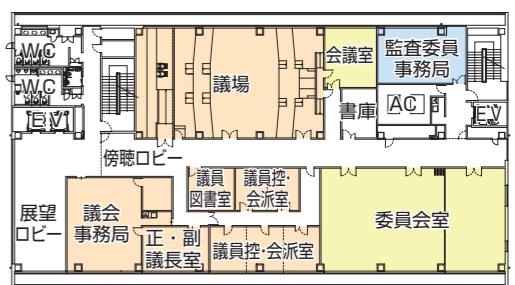
2階平面図



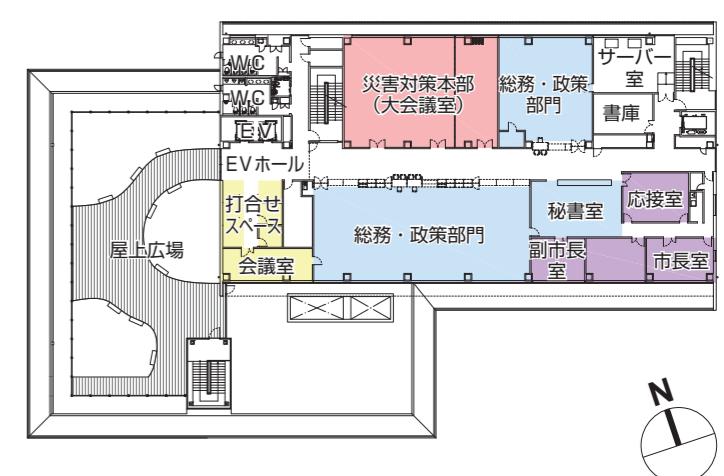
1階平面図

凡例

■ : 共用会議室	■ : 市長・副市長
■ : 執務室	■ : 災害対策機能
■ : 交流エリア	■ : 議会



5階平面図



4階平面図

立面計画

デザインコンセプト

- 駅前に立地するというポテンシャルを活かす。
- 交流エリアを持つ庁舎という特性を表現する。 → 「都市力」を高めることに貢献する庁舎。

1. 駅前の賑わいの創出

- 広場、エントランス、交流エリアを中心に、駅前広場からの「顔づくり」を行う。
- 中の活動の様子が外からもわかり、来訪者を迎える開放的な外観のデザインとする。

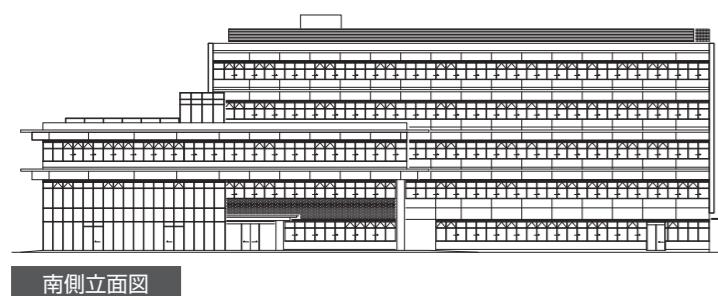
2. 歴史的景観の継承を感じさせるデザイン

- 外周には原則バルコニー、庇を設け、陰影を創り出す意匠とともに、外壁の耐久性の向上と、窓清掃等のメンテナンスに活用する。

3. 地域の気候・風土への配慮

- 雪対策は雪止めと先端部の水平部分を設け、堆雪させる。

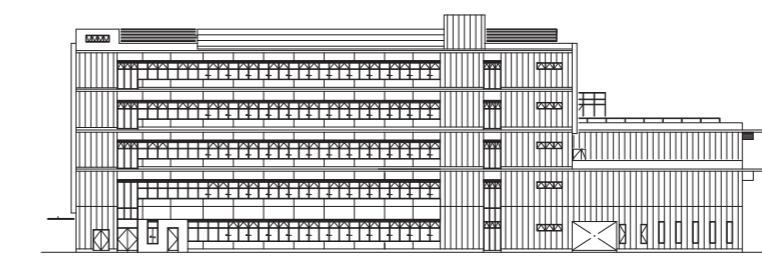
日本建築に共通する軒、庇による、影の深さ、陰影を創り出し、駅前への方向性を強調するデザイン
→東西の壁面により、駅前に向いたデザインとする。



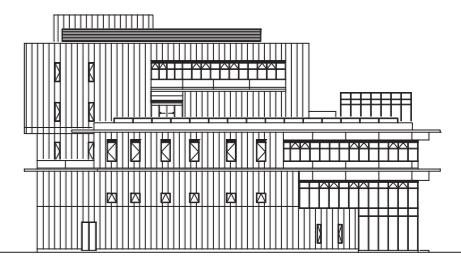
南側立面図



東側立面図



北側立面図



西側立面図

Scale=1/800

断面計画

断面計画の考え方

(1) レベル設定

1階床レベルは地盤面 (GL) + 0.2m に設定し、周辺からの浸水リスクを回避した計画とする。敷地内は、できる限りレベル差を生じさせない計画とするが、やむを得ずレベル差が生じる場合にはバリアフリーに対応したスロープを計画する。

(2) 階高

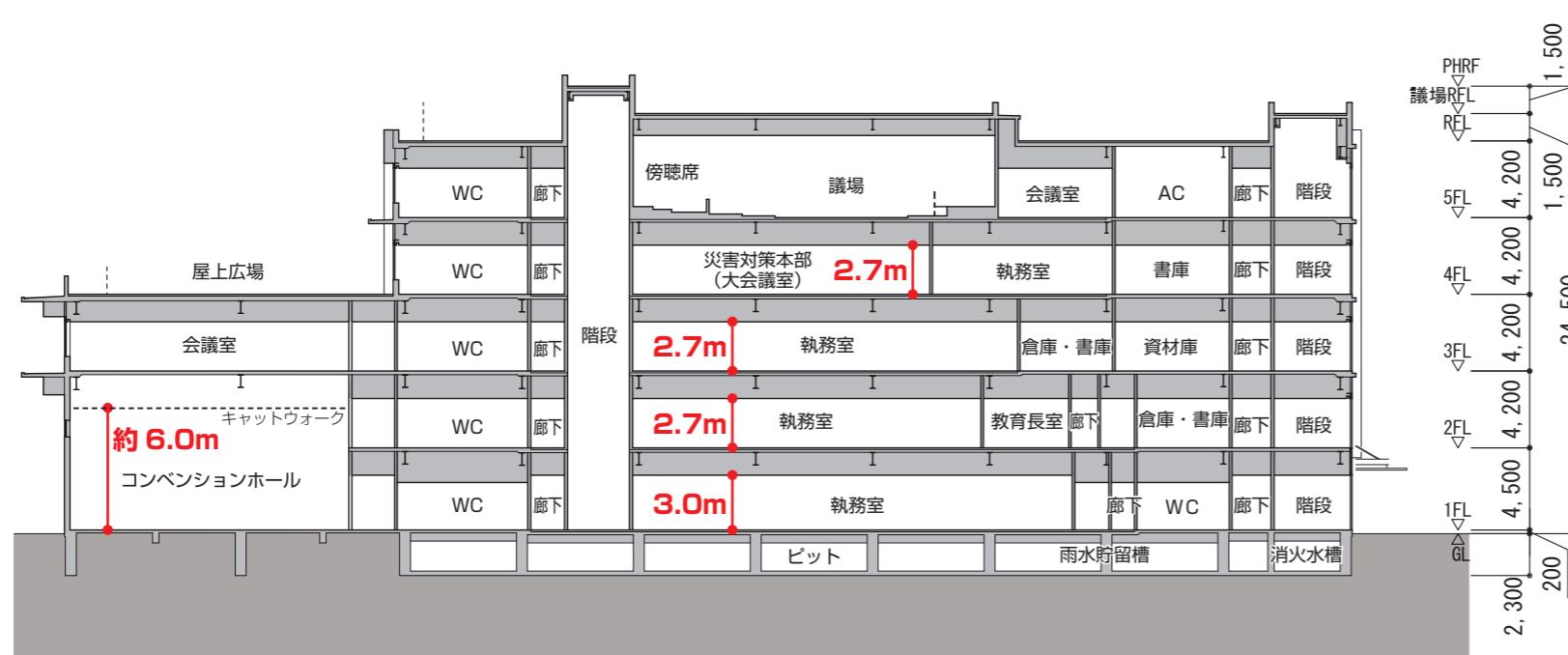
2階以上の基準階高を 4.2m に設定し、天井内の設備機器や配管等のメンテナンスや更新を容易な計画とする。

(3) 天井高さ（執務室）

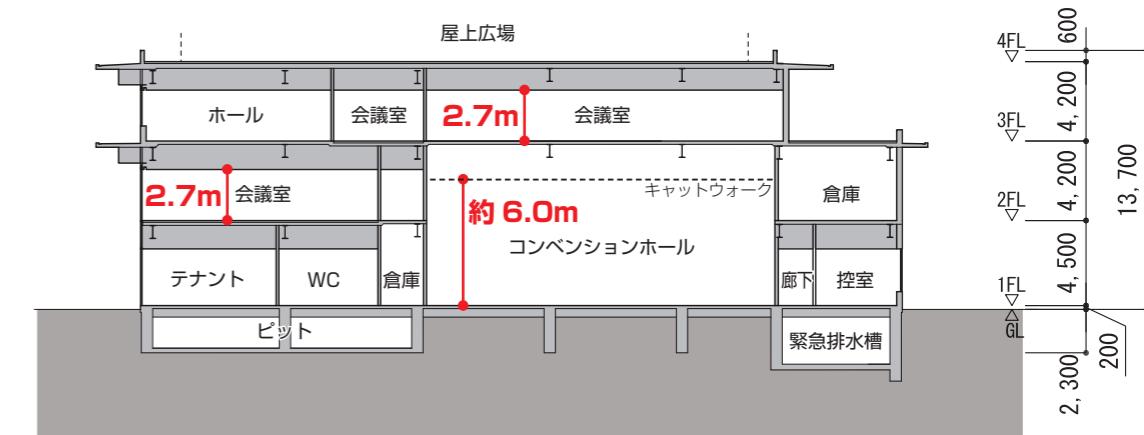
天井高さは、フリーアクセスフロアを 100 mm 確保した上で、1階を 3.0m、2階から4階と5階の一部を 2.7m で設定し、開放的な執務環境を計画する。

(4) コンベンションホール

コンベンションホールは、2層吹抜け空間とし、広く開放的な天井高さを確保する。



断面図1



断面図2

Scale=1/400

事業継続（BCP）計画

事業継続（BCP）計画の考え方

災害対策本部を設ける庁舎として、機能を維持できる庁舎づくりを行う。

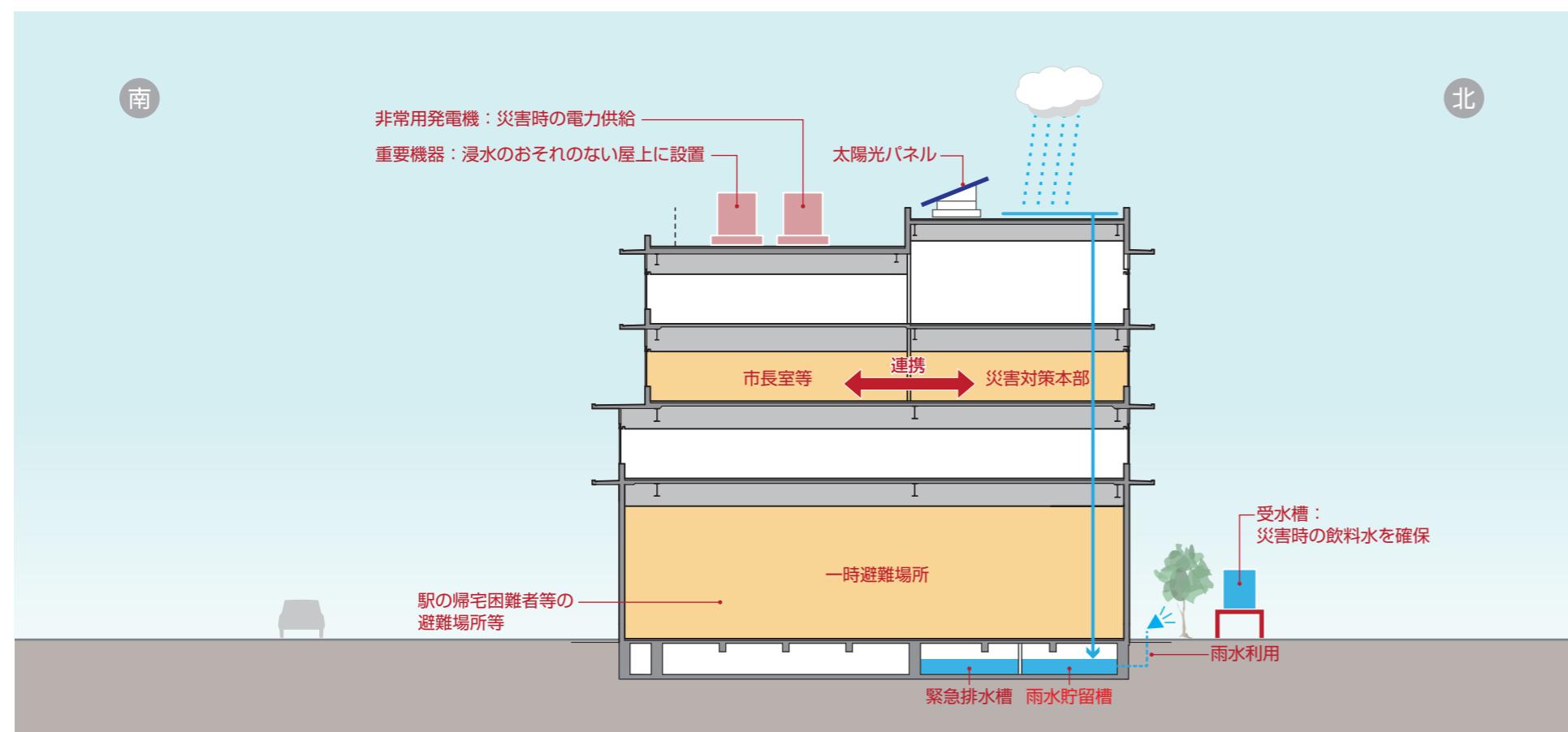
（1）耐震安全性の分類および目標

- 統合庁舎は、市民の安全、安心を守る重要な拠点であり、災害対策本部等の総合的な防災拠点として十分な機能確保が求められることから、国土交通省が官庁施設の特性に応じて耐震安全性の目標を定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による最高水準の耐震性能（I類・A類・甲類）を確保する計画とする。

■ 耐震安全性の目標

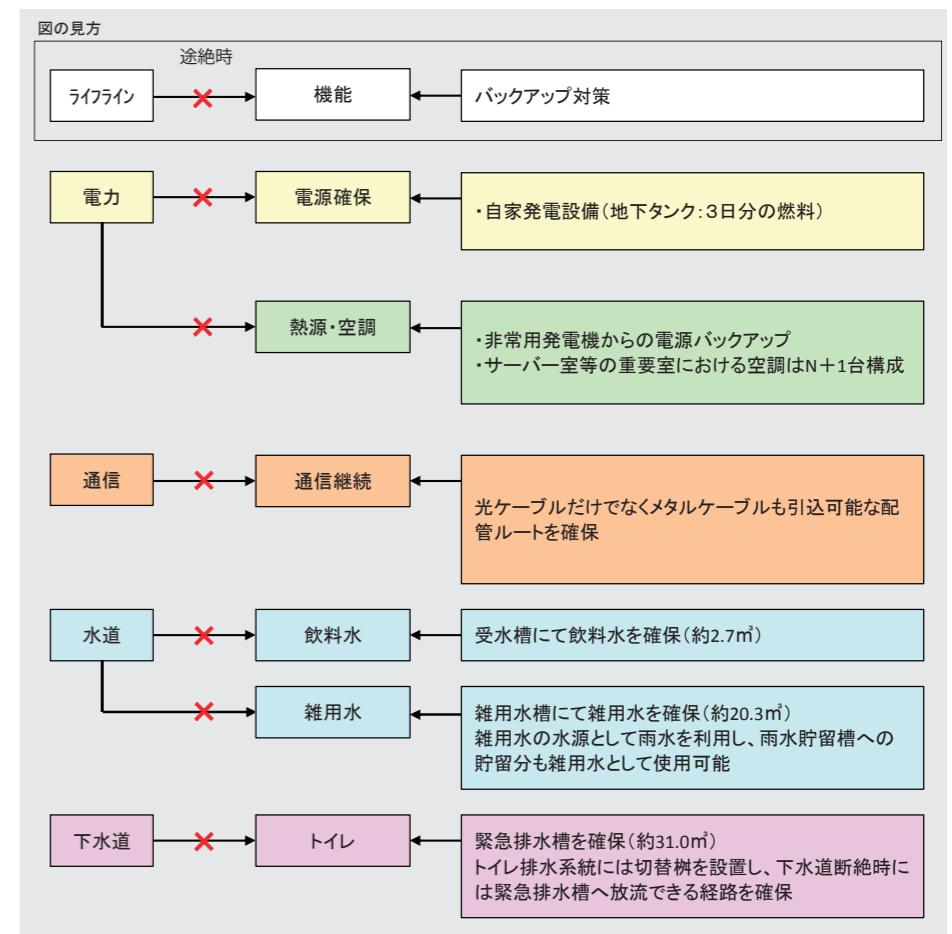
部 位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類 (1.5)	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築 非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

※（ ）内の数値は重要度係数を示す



BCP計画の概念図

（2）ライフラインの多重化



（3）発電機から供給する設備

用途	設備の種類	
大地震動後に災害応急対策活動を行うのに必要な設備	照明	災害対策室およびその他災害支援室：全灯数 活動通路：全灯数の1/2～1/3 一般事務室：1スパン1灯以上 一般諸室：全灯数の1/2～1/3 一般廊下：全灯数の1/2～1/3 階段：全灯数
	通信、連絡用機器	通信、連絡用機器など活動拠点業務に必要なもの 電話用、拡声、インターホン親機等 公衆電話用 テレビ共聴用（受像機用を含む）
	情報処理装置	業務の継続に必要なもの
	空調関連機器	災害対策室及びその他災害支援室のうち必要なもの サーバー室用空調機
	給水・排水ポンプ	全数
	コンセント	災害時使用設備及び業務の継続に必要なもの
	エレベーター	各パンくのうち1台～半数 切換により1台づつ運転
	監視制御機器	中央処理装置、伝送端末局等必要なもの
防災用設備	消火ポンプ	全数（火災時のみ運転）
	非常用照明、誘導灯	全数（火災時のみ運転）
	自動火災報知装置	全数（防排煙運動制御装置）
	非常放送装置	シャッター等防災機器を含む
発電機運転に必要な設備	発電機用補機	全数（燃料移送ポンプを含む）

ユニバーサルデザイン計画

1. ユニバーサルデザイン計画の考え方

わかりやすい空間づくりとユニバーサルデザインを徹底し、誰もが利用しやすい庁舎を目指す。「新バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準」と「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を満たす計画とする。

- ・各階はオープンフロアを基本とし、視覚的に見渡せることで初めての方でも分かりやすい空間づくりを行う。
- ・メイン出入口から認識しやすい位置に総合案内、階段、エレベーターを配置し利便性を高める。
- ・サインはシンプルで分かりやすいものとし、文字だけではなくピクトグラムや番号、色彩、大きさに配慮した計画とする。

2. トイレ計画の基本方針

(1) 一般トイレ

- ・トイレの入口には、点字により目の不自由な方にも分かるトイレ内配置案内を設ける。
 - ・男女各トイレ内にベビーチェアを設け、子ども連れの方にも利用しやすい計画とする。
 - ・女性トイレの洗面カウンターは、化粧直しなどに利用できるよう配慮した計画とする。
 - ・床材は滑りにくく清掃のしやすい素材を選定する

(2) 多機能トイレ

- ・各階に多機能トイレを設ける。
 - ・1カ所に全ての機能を備えるのではなく、オストメイト対応トイレ、ユニバーサルシート対応トイレ、乳幼児対応トイレを分散させることで1点集中を回避し、より多くの人に利用しやすい計画とする。
 - ・トイレ内には非常用呼び出しボタンを設置する。

(3) 授乳室

- ・来庁者の利用頻度の高い1階と2階に、授乳室を設け、乳児を連れた方にもやさしい庄金づくりを行う

3. エレベーターのUD（ユニバーサルデザイン）仕様

- ・状況に応じて背景色が変化するなど、液晶ディスプレイで見やすく、使いやすいインジケータを計画する。
 - ・触ってわかりやすいタクタイルボタンに加え、ボタンを押すと、「ピッ」という音でお知らせする。行先階や乗場呼びが登録できたことを音で確認でき、目の不自由な方も安心な計画とする。
 - ・従来の大型戸開きボタンにひらがなで「ひらく」を併記することで誘目性を向上させ、誤操作を防ぎ安全性を高める。
 - ・目の不自由な方でも、触ることで上下がわかるよう、ボタン形状を計画する

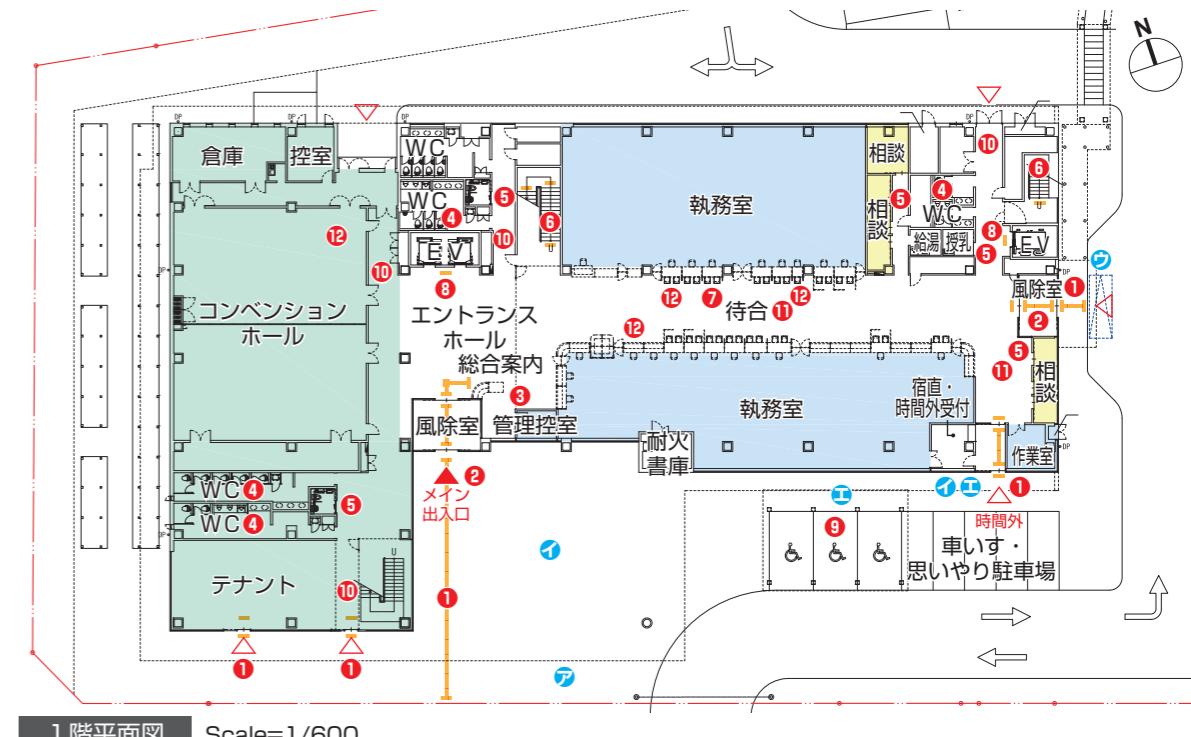
4 磁気誘導ループの採用

補聴器を使用されている方にとっては、周囲が騒がしい場所では話声の聞きとりが難しい場合があるため、磁気誘導ループを用いてはっきりとした音声が聞こえるように計画する。

(設置場所：コンベニシヨンホール、3階会議室 議場等)

■ ユニバーサルデザイン項目

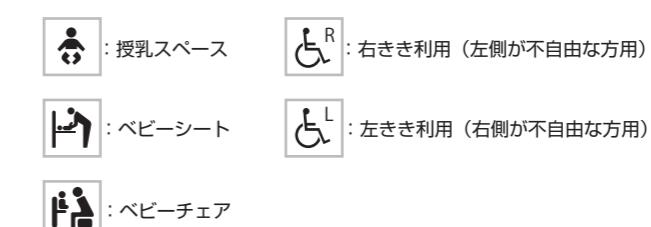
内部	
① 誘導ブロック表示	
② 主出入口	自動ドア(開口幅1.2~1.5程度)
③ 総合案内	
④ トイレ	手摺(一部の洗面・小便器・ブース内)
⑤ 出入口	引戸(有効開口幅0.85m)
⑥ 階段	手摺・点字 注意喚起ブロック(■)
⑦ 窓口カウンター	カウンター低 車いすが入り込む
⑧ エレベーター	注意喚起ブロック(■) 音声 車いす対応(鏡など)
⑨ 車いす用駐車場	屋根付
⑩ 主要通路	幅員1.5-1.8m(壁の要所に手摺 車いす回転可能)
⑪ 主要窓口	通路幅員3m程度
⑫ 磁気誘導ループ	補聴器対応
外部	
ア 床	すべりにくく 平坦 段差なし
イ 主要通路	屋根
ウ 車寄せ	屋根
エ 音声案内	音声説明(インターフォン)



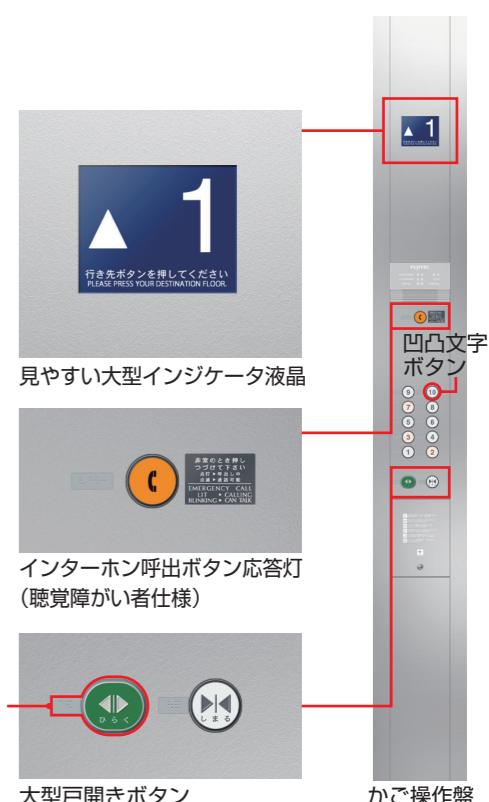
■各階のトイレ機能

階数	授乳室	一般トイレ		多機能トイレ				
		男性	女性					
5F								オストメイト対応
4F								ユニバーサルシート
3F								オストメイト対応
2F								乳幼児対応トイレ
1F								ユニバーサルシート

〈凡例〉



■トレーナーのLID仕様イメージ



省エネ（eco）と業務継続（BCP）を両立する建築・設備計画

様々な省エネ手法を採用し、環境にやさしい庁舎づくりを行うとともに、大規模災害時の対応にも配慮した設備計画とする。

（1）再生可能エネルギーの有効活用

再生可能エネルギー等を活用することで、平常時の光熱水費を抑制する設備計画とする。

①自然採光の利用

- 庇を設けることで夏は日射を抑制し、冬は採光を取り込む計画とする。

②自然換気

- 換気窓の設置による自然換気を計画する。
- 階段室を利用した重力換気による自然換気システムを導入する。

③太陽光発電システム

- 太陽光発電による電力を蓄電することで、大規模災害時の補完電力としての活用を図る。（約 10KW：約 400m²程度の照明エネルギーに相当）

④雨水利用

- 屋上に降った雨水を集水して雑用水や植栽の散水に利用し、上水使用の節約を図る。

（2）空調負荷の抑制

外部からの影響による負荷を建物自体で低減することで、空調負荷の抑制を図る。

①方位に応じた日射負荷の制御

- 庁舎は熱負荷が最も少ない東西軸配置とし、方位に応じた執務配置や外装デザインの他、熱負荷の抑制や外気の有効な取り入れなど、自然を活かして執務環境の快適性を高める。

②建物の高断熱化

- 建物自体を高断熱化することで、空調負荷の抑制を図る。

③複層ガラス（東南北面）・Low-e 複層ガラス^{※1}（西面）の採用

- 自然採光を確保しつつ、西日による日射負荷の低減を図る。

（3）エネルギーの高効率利用

エネルギーを無駄なく使用することで、大規模災害時にも最小のエネルギーで機能する庁舎を計画する。

①照明計画の合理化

- LED照明器具、各種センサー、反射率の高い内部仕上げ材を採用することで照明負荷の低減を図る。

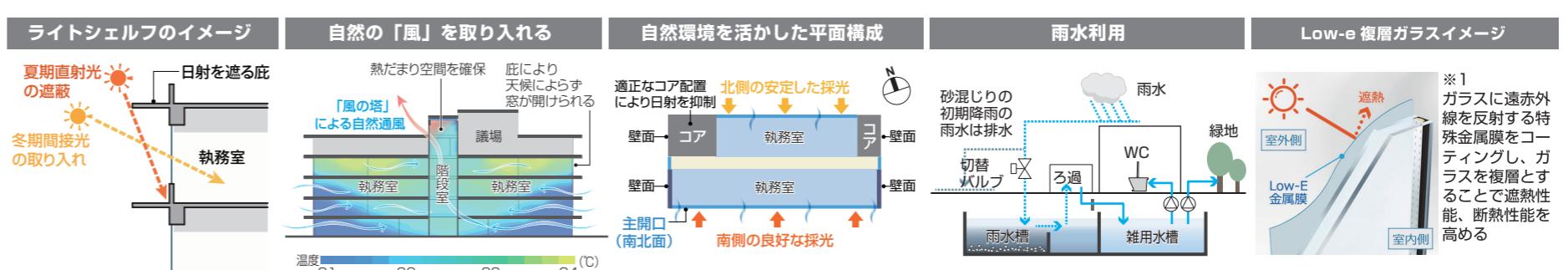
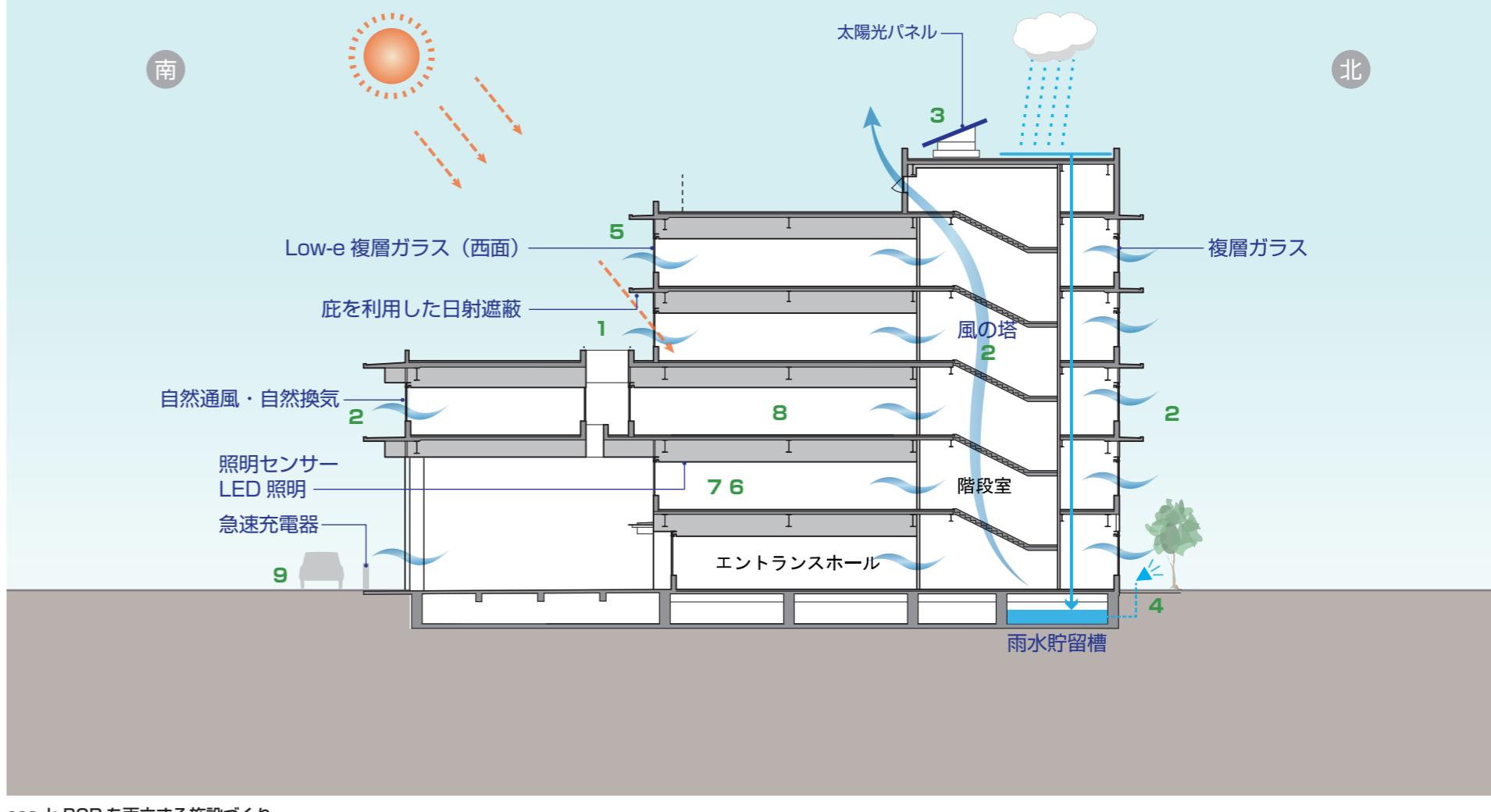
②無駄をなくす設備方式

- 人感センサーによる換気量制御システムを採用し、換気ファンの電気使用量の削減および空調負荷の抑制を図る。
- BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入により、エネルギー管理・設備保全管理の一元化、見える化を図り、供用開始後における省エネルギーの検討、維持保全業務の簡素化を可能とする。
- 照度制御システム（スケジュール制御、調光、各種センサー（人感、照度）およびタブレット端末による点滅制御）の導入を検討する。

（4）その他

電気自動車のための急速充電機を設ける。

1. 自然採光	2. 自然通風	3. 太陽光発電システム	4. 雨水利用
水平庇により直射日光を遮りながら安定した採光を確保	階段室を利用した「風の塔」により自然換気を促進	太陽光発電パネル（10kw）を設置し、太陽光発電の電力は蓄電し災害時の補完電力として活用	建物に降った雨水を雨水貯留槽に貯め、雑用水や植物への散水に活用
5. 外皮の高断熱化	6. LED照明	7. 照明センサー	8. BEMS
気密サッシ・Low-e複層ガラスを採用し、外皮の高断熱化を図る	LEDなどの高効率照明の採用により照明エネルギーを削減	必要照度を調整する照明システムにより電力を削減	「BEMS」により施設全体のエネルギー管理
9. 急速充電機			
電気自動車利用を促進			

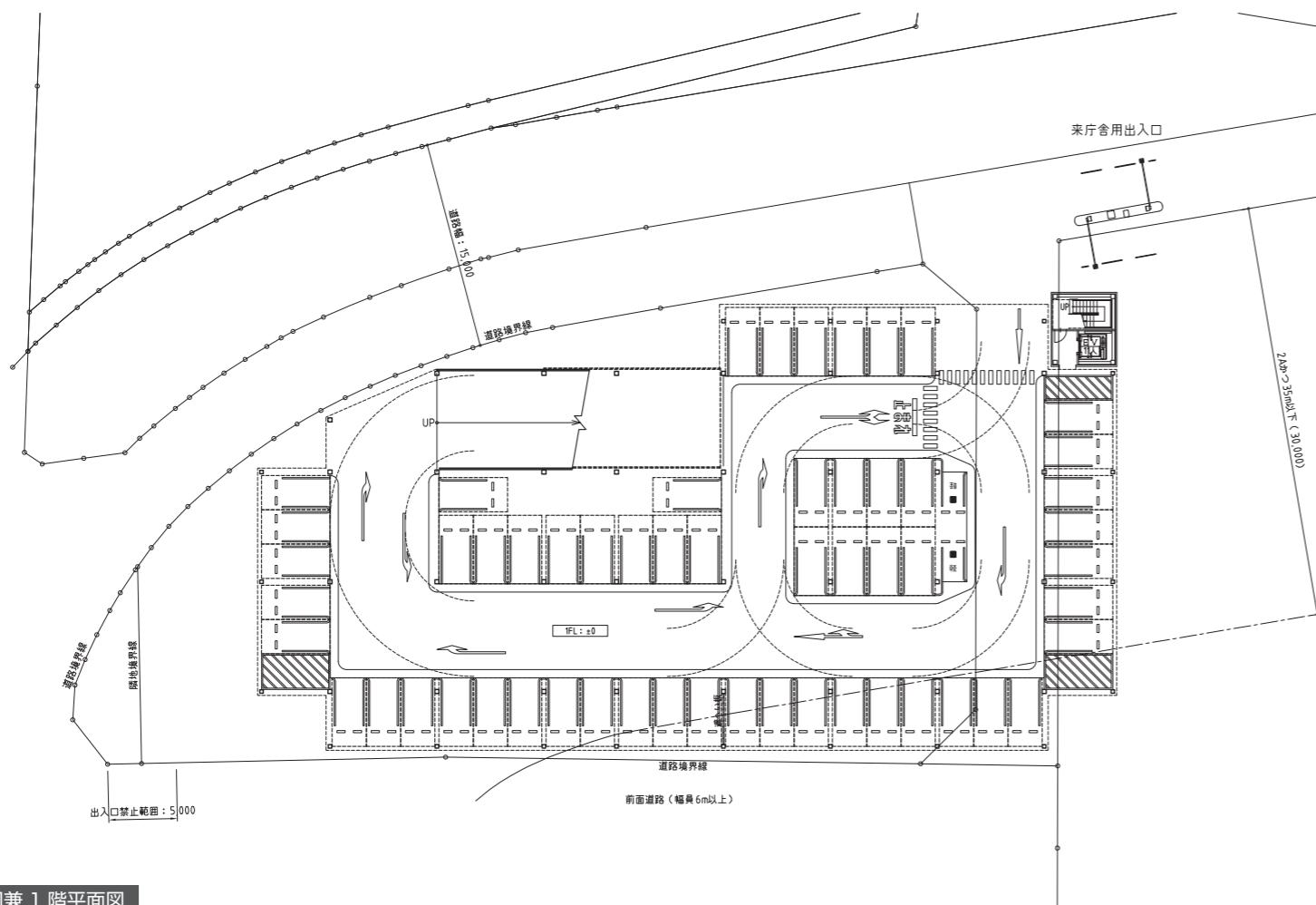


立体駐車場計画

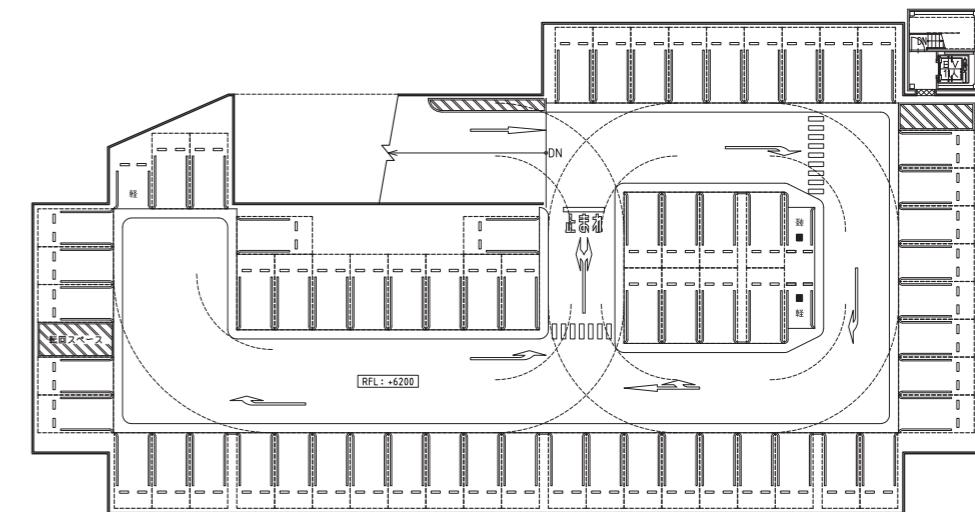
立体駐車場の仕様

- 立体駐車場は、下記仕様とする。
- ・車いす使用者や体の不自由な人が利用しやすい様に、立体駐車場は自走式フラット型とする。
 - ・出入口にはカーゲートを設け、庁舎利用者以外の利用や、時間管理ができるよう、料金精算機を設ける計画とする。
 - ・24時間利用できるよう、カードリーダーによるゲート管理ができる計画とする。
 - ・エレベーターの仕様は、ユニバーサルデザイン仕様とする。

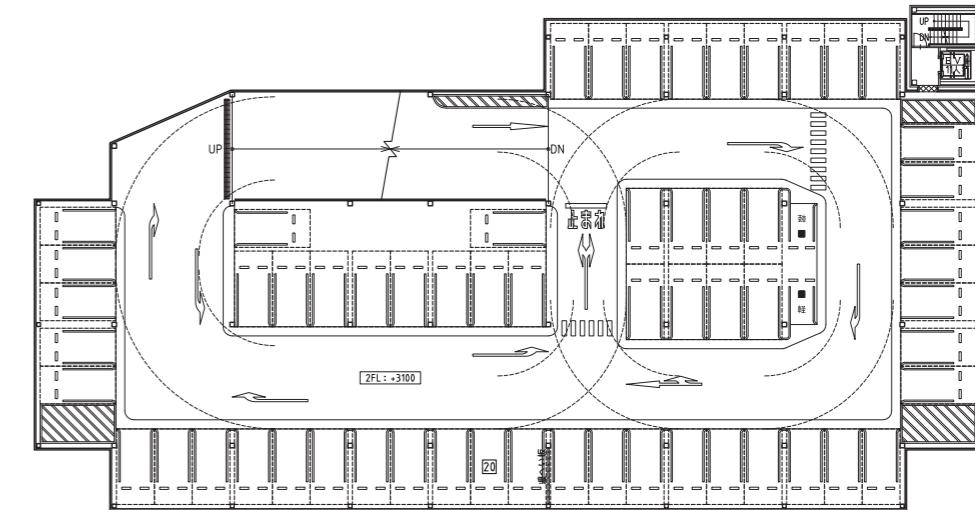
	台数
交流エリア用	100台
来庁者用	80台
計	180台



配置図兼 1階平面図



R階平面図



2階平面図



Scale=1/500

1. 基本方針

(1) 災害時の安全・安心の確保

- ・災害対策本部を設ける庁舎として、地震、集中豪雨、台風などの災害発生時においても庁舎機能の安全を保ち、機動的に対応できる機能を維持する。

(2) フレキシビリティの確保

- ・執務空間は整形とし、将来の執務内容の変化に対応するため、容易に間仕切り改修可能なフレキシビリティの高い計画とする。

(3) 性能確保と経済合理性の両立

- ・適切なスパン構成により、安全性やフレキシビリティに配慮しながらも、経済性の高い構造計画とする。

2. 耐震性能目標

(1) 耐震安全性の目標

- ・耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準拠する。本計画においては耐震安全性の分類をⅠ類（大地震動後、構造体の補修をすることなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるもの）とする。
- ・大地震動に対する建物の保有水平耐力（二次設計）は、建築基準法・同施行令に定める耐力に対して重要度係数 $I=1.50$ 相当の余裕を持たせる。

3. コンクリート構造の耐久性能の設定

(1) コンクリートの耐久性の目標

- ・構造体コンクリートの耐久性はJASS5（建築工事標準仕様書・鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）2015年版）により計画供用期間の級で定める。一般的な劣化作用に対して、計画供用期間中は構造体に鉄筋腐食やコンクリートの重大な劣化が生じないものとする。

(2) 構造躯体の計画耐用年数の設定

- ・本計画建物では構造の計画耐用年数やコスト面等、総合的に本事業計画に適していると判断し、計画耐用年数の級を「標準」、計画供用期間を「約65年」、コンクリートの耐久設計基準強度を「24N/mm²」以上と設定する。また、最終的なコンクリートの強度は、「耐力上必要な強度」と「耐久性上必要な強度」の大きい方を採用する。

4. 準拠基準、準拠規準および指針

本計画建物は、以下の基準、規準および指針に準拠して構造設計を行う。

- ・建築基準法・同施行令・告示等
- ・建築物の構造関係技術基準解説書（2015年版）（日本建築センター）
- ・建築構造設計基準（平成25年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

- ・鋼構造設計規準（日本建築学会）

- ・建築基礎構造設計指針（日本建築学会）

- ・建築物荷重指針・同解説（日本建築学会）

※その他、必要に応じて日本建築学会の各設計指針に準拠する。

5. 設計荷重

(1) 固定荷重

- ・固定荷重は、建築基準法施行令第84条の規定によるほか、材料の種別および部材寸法の実況に応じて算定する。

(2) 積載荷重

- ・積載荷重は、建築基準法施行令第85条の規定によるほか、建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）に準拠する。なお、倉庫や機械設備荷重については実況に応じて適切に設定する。

(3) 積雪荷重

- ・積雪荷重は、建築基準法施行令第86条および滋賀県告示第433号の規定による。
(統合庁舎建設予定地の垂直積雪量は80cm)

(4) 風圧力

- ・風圧力は、建築基準法施行令第87条および平成12年建設省告示第1454号の規定による。
- ・屋根ふき材、帳壁、外装材等の風圧力は、建築基準法施行令第82条の4および平成12年建設省告示第1458号の規定による。

(5) 地震力

- ・地震力は、建築基準法施行令第88条および関連告示の規定による。

6. 使用材料

構造躯体に使用する材料としては、広く一般に使用されている、コンクリート、鉄筋、鉄骨を使用する。これらの材料は材種を分類するアルファベットと強度を表す数字の組み合わせにより表現される。本建物の使用材料は以下のとおりとし、特殊な材料は使用しない。

- ・コンクリート：普通コンクリート $F_c=24N/mm^2 \sim F_c=27N/mm^2$
- ・鉄筋：SD295A(D10～D16) SD345(D19～D25) SD390(D29, D32)
- ・鉄骨：SN400B(大梁、小梁) SN490B(大梁) SS400(間柱、小梁) BCP325(柱)
BCR295(柱)

7. 基礎計画

本計画敷地は、表層部分において土の硬さや締り具合の低い有機質粘土の多い軟弱な地盤となっている。中地震程度では液状化の可能性は少ないが、大地震時には上層部砂質土層にて液状化が懸念される。地震時に液状化した場合、直接基礎は支持力を失い建物を安全に支持できなくなる可能性が高い。したがって、本計画における基礎形式は、下部洪積層 GL-35m～45m程度から存在する強固な風化岩層を支持層とした杭基礎とする。また、杭種別については、施工性・経済性に配慮した適切な杭を選定する。